

第 3 9 3 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 8 月 7 日開催

第393回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）8月7日（月） 午前10時30分から

開催場所 熊本県市町村自治会館 別館2階 中会議室

出席者

（出席委員）江口幸男 桑原千知 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也
廣田幸英 深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 藤木美才
藤田香織 田中愛美

（欠席委員）一宮睦雄

（天草広域本部水産課）主幹 長山公紀 参事 木下裕一

（水産研究センター）技師 平田郁夫

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

（事務局）事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行 参事 郡司掛博昭
技師 對馬康史

議 事

（1）議 題

第1号議案

天草不知火海区における漁業権の免許について（諮問）

第2号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第3号議案

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題
について（協議）

第4号議案

漁業許可取扱方針の一部改正について（照会）

第5号議案

つきいそ（沈船漁礁）周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止（指示）

第6号議案

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業手繰網漁業）の適正操業に係る委員
会指示（指示）

第7号議案

不知火海における雑魚羽瀬網漁業等の保護区域設定（指示）

（2）報 告

不知火海におけるいわし機船船曳網漁業の操業区域に係る協議について

議事の経過

事務局	定刻になりましたので、ただいまから第３９３回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局からご報告いたします。 本日の委員出席者数は、１５名中１４名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第５条第１項に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。 「第３９３回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を１部と「漁業法関係法令集」という冊子を１部お配りしております。 過不足等ありませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、江口会長お願いします。
議長	皆さん、おはようございます。 今年は暑い夏ということで、毎日３０度超えて、皆さんご苦労されているかと思います。また、台風が接近しており、久しぶりの台風が来るので、皆さんにもご苦労があると思いますが、海のためにも少しは台風も来た方がいいんじゃないかというふうに個人的には思っております。ただ、被害が出ないようなクラスの台風だったら本当にいいんですけど、ご心配だと思います。 それでは、早速でございますが、ただ今から第３９３回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。
議長	議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第１０条で定められております議事録署名につきまして、本日は田代委員と田中委員にお願いいたします。 なお、議事の進行につきましては、皆様のご協力をお願いします。 それでは議事に入りたいと思います。 第１号議案「天草不知火海区における漁業権の免許について」、水産振興課より説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。よろしく申し上げます。 天草不知火海区における第１５次漁業権切替に関する漁業権の免許について諮問いたします。資料１ページに当課からの諮問文を掲載しております。 これまでの経過をおさらいしますと、５月１９日に開催しました前回の委員会におきまして漁場計画の答申をいただき、それを受けまして５月３０日付けで漁場計画を公示いたしました。６月１日から７月１８日までの期間に免許申請を受けて、県として申請者の適格性を審査した結果を今回の委員会にお諮りするものです。 それでは、資料２ページをご覧ください。天草不知火海区における

漁業権免許申請の総括表です。今回、天草海区については、３１２件の区画漁業権、１５件の共同漁業権と２件の定置漁業権、合わせて３２９件の計画が、不知火海区については、３９件の区画漁業権と７件の共同漁業権、合わせて４６件の計画が策定されました。全３７５件の計画に対しまして３７３件の申請がありました。天草海区における区画漁業権２件について、申請がありませんでした。申請が無かった２件の内訳については、くるまえば養殖業と魚類養殖業がそれぞれ１件でした。

次に適格性の審査表について説明いたします。資料３ページをご覧ください。

左から漁場計画番号、漁業の種類又は種別、当該計画の番号に申請があった免許の申請者、関係地区、適格性となっています。まず、天草海区です。共同漁業権、定置漁業権、真珠養殖業やくるまえば養殖業等の個別漁業権及び魚類養殖業やのり養殖業等の団体漁業権の順で並んでいます。不知火海区は１８ページからとなります。

漁業法の第７１条において申請者がこの適格性を有する者でない場合は、知事は免許をしてはならないと規定されています。そして第７２条には、漁業権の種類毎に、免許を受ける者の適格性が規定されています。

資料の２１ページをご覧ください。適格性の審査手法を示しております。１段目、共同漁業権と新規の団体漁業権で区画漁業権の場合は、関係地区内に住所を有する１年に９０日以上沿岸漁業を営む世帯数のうち申請のあった漁協に所属している組合員の世帯数が３分の２以上であれば適格性があると判断します。審査の流れは書いてあるとおりです。次に中段部分、既存の団体漁業権で区画漁業権の場合は、関係地区内に住所を有する当該漁業を営む世帯数のうち申請のあった漁協に所属し当該漁業を営む組合員の世帯数が３分の２以上であれば適格性があると判断します。魚類養殖業の免許ならその関係地区の魚類養殖業者の世帯数のうち、申請のあった漁協の関係地区内の魚類養殖業者の世帯数が３分の２以上であればいいということになります。

漁協が自営する場合も含め経営者免許である個別漁業権の場合は、資料下段の基準で判断します。申請者が「漁業または労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」や「暴力団員等」でない場合、適格性が有ると判断します。

以上、適格性の審査について簡単に説明しましたが、実際の審査に当たっては、統計資料や事前に市町へ照会するなどして得た各種資料、あるいは提出を受けた免許申請の申請書及び添付書類等から判断しています。そして、今回の申請者については、審査の結果、すべて適格性有りと判断いたしました。

また、漁業法第７３条第２項には、１つの漁業権に対し、複数の申

	請があった場合の優先順位が規定されています。免許をすべき者の判断基準について本県の基準を設定し、予め公表しておりましたが、今回は1つの漁業権に対して、複数の申請はありませんでした。 以上が第1号議案に関する説明になります。 資料どおりの内容で異議ない旨の答申をいただきましたら、本内容にて9月1日に免許の予定です。 ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました が、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
議長	ございませんか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。それでは意見なし若しくは異議はないということですね。それでは、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第2号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。 熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。 今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料23ページから52ページに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示して

いるスクリーン又はお手元の法令集の資料の見やすい方をご覧ください。

まず、法令集の上から１枚目のスライドの２番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、大目流し網漁業など４つの漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、三角網漁業など６つの漁業です。

最初に新規の許可についてご説明します。まず、大目流し網漁業についてです。法令集は上から１枚目のスライド３番に漁法を４番に操業区域や隻数を示しています。大目流し網漁業では、スライド３番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、さわらやまながつお等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド４番の参考図に記載しているとおり時期によって異なりますが、不知火海になります。許可予定の隻数は１隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料２３ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、中目流し網漁業についてです。スライド５番に漁法を６番に操業区域や隻数を示しています。中目流し網漁業では、スライド５番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、あじ、このしろ、たちうお等を漁獲します。今回の制限措置における漁業時期は２月から１１月までであり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド６番の参考図に緑色で色付けしている不知火海の公海部分になります。許可予定の隻数は１隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料２５ページに記載のとおりとなっています。中目流し網漁業については、以上です。

次に、かにかご漁業についてです。スライドは、７番に漁法を８番に操業区域や隻数を示しています。スライド７番の図のようなかごを設置し、かにを漁獲します。漁業時期は海域によって異なりますが、１月から５月、８月から１２月までとなっております。操業区域は、スライド８番の参考図にオレンジ色で色付けしている火共第２号共同漁業権漁場内と青色で色付けしている火共第３号共同漁業権漁場内芦北地先です。許可予定の隻数は各１隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料２７ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライドは、９番に漁法を１０番に操業区域や隻数を示しています。スライド９番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は３月から１１月までとなっております。操業区域は、スライド１０番の参考図に緑色で

色付けしている天共第1号共同漁業権漁場内維和地先とオレンジ色で色付けしている天共第9号共同漁業権漁場内の牛深町地先です。許可予定の隻数は各1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料29ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、有効期間満了に伴う許可である、三角網についてです。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のような漁具により、えび類を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回、操業区域の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド12番の参考図にオレンジ色で示しております火共第2号共同漁業権漁場内と、緑色で色付けしている天共第3号共同漁業権漁場内の一部区域です。許可予定の隻数は、3隻と1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料32ページに記載のとおりとなっております。三角網漁業については、以上です。

次に、すくい網漁業についてです。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。スライド13番の図のように集魚灯で魚群を水面付近へ集め、海中へ漁具を沈め、魚群を包み込むようにすくい、漁獲する漁法です。主たる漁獲物はいわしで、周年操業が可能となっています。今回、区域の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド14番の参考図に青色で色付けしている天共第5号共同漁業権漁場内佐伊津地先と緑色で色付けしている天共第7号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻と2隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料34ページに記載のとおりとなっています。すくい網漁業については以上です。

次に、いか柴漬け漁業です。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の右の写真のように、木の枝を束ね海底に設置します。産卵のために近づいてきたいかを吾智網や一本釣り等で漁獲します。漁業時期は4月から9月までとなっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド16番の参考図に色付けしている各共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は不知火地区が合計10隻、天草地区が合計39隻となっております。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料36、37ページに記載のとおりとなっています。いか柴漬け漁業については、以上です。

次に、うなぎ柴漬け漁業です。スライドは、17番に漁法を18番に操業区域や隻数を示しています。スライド17番の右の図のように、木の枝を束ね海底に設置します。狭い場所を好むうなぎの習性を利用して漁獲します。漁業時期は4月から9月までとなっております。

	す。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド１８番の参考図にオレンジ色で色付けしている火共第２号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は５隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料４４ページに記載のとおりとなっています。うなぎ柴漬け漁業については、以上です。 次に、筒漁業です。スライドは、１９番に漁法を２０番に操業区域や隻数を示しています。スライド１９番の左の図のような筒状の漁具を海底に設置します。狭い場所を好む習性を利用してあなごやうなぎを漁獲します。漁業時期は４月から９月までとなっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド２０番の参考図に色付けしている各共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は不知火地区３２隻、天草地区９隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料４５ページから４７ページに記載のとおりとなっています。筒漁業については、以上です。 次に、かに流し網漁業です。スライドは、２１番に漁法を２２番に操業区域や隻数を示しています。スライド２１番の右の図のように流し網によりかにを漁獲します。漁業時期は５月から１０月までとなっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド２２番の参考図に色付けしている各共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は不知火地区１４隻、天草地区６隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料５０ページに記載のとおりとなっています。かに流し網漁業については、以上です。 最後に許可の申請期間についてです。スライド２３番をご覧ください。申請期間は、新規の許可が令和５年８月１０日から令和５年８月１８日までとしています。 許可の有効期間満了に伴う許可のうち、三角網漁業及びすくい網漁業が令和５年（２０２３年）８月１０日から令和５年（２０２３年）８月１８日まで、いか柴漬け漁業、うなぎ柴漬け漁業及び筒漁業が令和５年（２０２３年）８月２３日から令和５年（２０２３年）９月１３日まで、かに流し網漁業が令和５年（２０２３年）９月１４日から令和５年（２０２３年）１０月１３日までを予定しています。 以上で説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願い致します。
議長	ただ今、水産振興課から、第２号議案について説明がありました が、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
議長	はい、どうぞ。
友村委員	御所浦では柴漬けでアオリイカを獲っているんですけども、その柴漬けの場所ですね、遊漁船業者の方が、お客さんを５、６人乗せ

	て、毎日のようにこの釣りに来るわけですね。漁業者が行った時にはイカが、もういないんですね。だから、これを遊漁船業者が釣られないようにできないかと思って、質問させてもらいました。
議長	水産振興課から誰か。
水産振興課	同じような問題として、天草灘におけるしいら漬けの問題がございます。そちらについては、漬けの周りでの一本釣りを禁止するという委員会指示を当委員会の方から発出しているというところですよ。 まず、状況を確認して、必要に応じて、そういった委員会指示を出すかどうかを検討していく必要があると考えております。
友村委員	ありがとうございます。
議長	委員会指示が出されるのか、出されないのか。ちょっとそこら辺を調査してください。
水産振興課	はい、分かりました。
議長	他にございませんか。 ようございますか。
委員	はい
議長	それでは特に無いようですので、第2号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第3号議案「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。資料は、53ページ以降になります。 はじめに、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果についてご説明いたします。 令和5年5月26日に東京都において4年ぶりとなる対面での通常総会が開催され、本県の代表として江口会長にご出席いただきました。通常総会では、令和4年度に提案した要望事項などが審議、承認され、法令集の緑色の付箋のページに掲載している令和5年度の要望書により、7月11日に

水産庁をはじめとした関係省庁への要望活動が行われました。要望活動の結果については、現在取りまとめ中とのことです。

本委員会では、11月に佐賀県で開催予定の九州ブロック会議に向け、令和5年度の提案議題を取りまとめる必要があることから、協議していただきます。

今年度は、提案議題を4件予定しています。資料53ページから57ページまでの3議題については、昨年度と同様の内容で提出し、ミニボート関連につきましては、昨年度及び今年度佐々木委員から提案のありましたスタンドアップパドルボード通称SUPについて追記の上、提出したいと考えています。

では、各議題の内容についてご説明します。

まず、資料53ページの「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」です。

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

令和2年12月の改正漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。

ついては、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

次に、資料54ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」です。

大中型まき網漁業は、1そう又は2そうの網船と呼ばれる数十トンから数百トンの大型漁船を中心に船団を組んで操業します。広域的にあじ、さば、いわし、かつお、まぐろなどを漁獲することから農林水産大臣の許可を必要としています。近年の漁獲量は、大中型まき網漁業は、全国の海面漁業の約30パーセントを占め、特に、まいわしやかつおといった魚種については、60パーセント以上を占めています。大中型まき網漁業は、第2号議案でお諮りした知事許可漁業のような数トンから十数トンの小型の漁船を使用する沿岸漁業とのトラブルが発生するおそれがあることから、大中型まき網漁業には、農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。

資料55ページをご覧ください。熊本県近海の禁止区域を示した図になります。赤い線より内側が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区域になります。本県の海域においては、海岸から約2,500メートル以内が禁止区域となっていますが、苓北町地先や天草市牛深町地先のように、禁止区域が設定されていない区域があります。一方で、長崎県は約5,000から15,000メートル、鹿児島県も約4,000メートルまでが禁止区域となっております。

このように、熊本県海域では操業禁止区域が狭いため、昭和60年頃から大中型まき網漁業による、熊本県沿岸での操業が増えてきました。

そのため、本県西海地区漁協連絡協議会と鹿児島県大中型まき網漁業協同組合との間で熱心な話し合いが重ねられ、平成18年に両者で黄色い線で囲まれた区域での操業を控えるという協定が結ばれました。この区域は、現在も協定のみであり、仮に操業したとしても違反にはなりません。このため、操業区域の拡大を引続き要望するものです。

次に、資料56ページの「東シナ海における漁船の安全操業確保について」です。資料57ページをご覧ください。要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。

種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示してあるのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。この海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業4隻が操業していますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、その数に不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。

特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大しているところです。実際に中国の船舶から追いかけられ、怖くて操業できないという情報も寄せられております。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、外国公船等の航行情報漁業者向けに迅速に情報を発信できるよう要望するものです。

最後に、資料58ページの「ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について」ご説明します。近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートやスタンドアップパドルボード通称SUPを利用した釣りやレジャーが盛んに行われて、海難事故も多くなっています。

ミニボートとは長さ3m未満、エンジン出力 1.5kW 未満の小型のボートを指しますが、ミニボートの利用に際して、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁船等からの視認性が悪いという特性を理解しないまま沖合に出て海難事故が発生しています。また、海面近くに浮かぶSUPはさらに視認性が悪いことや風波により沖合へ流されやすいことから、SUPを始めて3年以内の経験の浅い人が海難事故を起こすケースが多いとのこと。

このため、ミニボートやSUPによる海難事故の防止に向けた対応を要望するものです。

以上が説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、突発的な提案議題や内容の変更等が生じた場合は、江口会長にご一任いただくことを併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長	ただ今、事務局から、第3号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
議長	よろしゅうございますか。
議長	それでは特に無いようですので、第3号議案は、事務局が示した案のとおり回答してよろしいですか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第3号議案については、事務局が示した案のとおり九州ブロック会議の担当県に回答することとします。 続きまして、第4号議案「漁業許可取扱方針の一部改正について」、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。座って説明させていただきます。 今回の漁業許可取扱方針の一部改正においては、棒受網漁業の操業区域及び期間の変更を予定しています。まず、棒受網漁業について簡潔にご説明いたします。 法令集の黄色の付箋のページをご覧ください。 棒受網漁業では、漁船の片側の水面を集魚灯で照らし、いわし等を集め、あらかじめ反対側の海中に漁獲用の網いわゆる敷き網を設置し、敷き網の上へ集魚したいわし等を誘導し、敷き網を揚げて漁獲する漁業です。 資料64ページをご覧ください。棒受網漁業の現行の操業区域は、漁業時期の異なる3つの区域があります。これらを図示したものが、資料65ページの操業区域図となっています。 資料66ページをご覧ください。表中3段目の赤字で示した部分を追加する予定としています。資料67ページの中段付近に赤線で示している区域となります。赤線で示したソ、シ、ス、エ、ソで囲まれた区域における棒受網の操業については、現在、12月1日から12月31日までの操業区域の一部となっていますが、操業機会の拡大のため、天草漁業協同組合から操業区域及び期間の変更の要望が出されておりました。このため、熊本県では、漁業調整上、資源管理上の問題の有無を検討するため、令和元年度から令和5年度まで熊本県漁業調整規則第53条第1項の規定による特別採捕許可により、8月1日から11月30日までの期間中採捕を許可してきたところ です。 これまでの特別採捕許可による採捕期間中、漁業調整及び資源管理に特段の問題は生じていないことから、許可の有効期間の満了日である令和5年11月30日に合わせて、特別採捕許可から知事許可漁業へ移行する

	ため、漁業許可取扱方針の一部改正を予定しています。 資料60ページから63ページをご覧ください。漁業許可取扱方針の改正案を示しています。資料61ページと62ページに追加する操業区域、漁業時期、許可の条件等を赤字で記載しています。その他の黒字の部分については、変更ありません。 説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありました。が、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは特に無いようですので、第4号議案は、「特に意見なし。」と回答してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第4号議案については、特に意見なしと回答します。 続きまして、第5号議案「つきいそ（沈船漁礁）周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止」について事務局から説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。座って説明させていただきます。 当議案の委員会指示につきましては、天草漁業協同組合からの要望によって発出された委員会指示を継続するものになります。 資料69ページをご覧ください。現在、委員会指示で操業が禁止されている区域を示しております。操業禁止区域は牛深町地先でございます。 資料70ページをご覧ください。現在の委員会指示が発出された経緯についてご説明いたします。 この海域は、昔から、アジ、イサキ、タイ等が回遊する良い漁場でした。 昭和62年、地元一本釣り漁業者の要望を受け、当時の牛深町漁業協同組合が、廃船となった2隻の鋼鉄製の船を沈めて、魚礁としました。魚礁とは、魚の隠れ家や餌場となるもののことです。 魚礁を設置した結果、初夏にはイサキが、秋から冬にかけてマダイが、アジは周年蛸集するようになり、一本釣り漁業の好漁場となりました。 ところが、秋から冬のマダイを対象とした操業時期に、牛深地区以外の一本釣り漁業者が、夜間、集魚灯を点けて漁をするようになりました。

	集魚灯を点けて漁を行うと、その後しばらく、その漁場ではタイが釣れなくなることから、昼間の釣りで長期間安定した漁を続けていた地元の本釣り漁業者にとって、大きな問題となりました。 この問題を契機に、平成元年１１月、地元漁協から、秋から冬の間は、この場所で集魚灯を利用した釣りを禁止する内容の委員会指示を出してほしい旨の要望があり、平成元年１２月に最初の委員会指示が出されました。 同委員会指示を出したことにより現場の混乱はなくなり、以後２年間の有効期間が満了するたびに、委員会指示を継続する要望があり、それに対応して委員会指示を発出しているところです。 当該沈船魚礁は、現在でも一本釣り漁業者が頻繁に使用しており、今回の要望に対しても委員会指示を出すことが妥当だと考えます。 当該漁協からの要望の内容は、現在発出されている天草不知火海区漁業調整委員会指示第１８８号の有効期間が、本年８月３１日をもって終了するので、その後も同じ内容の委員会指示を行ってほしいというものです。 第５号議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ただ今、事務局から、第５号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
桑原委員	２年ごとに委員会指示を出されていますが、４年くらいの期間では出せないのか。長くても差し支えなければいいのでは。どうして２年なのか。
事務局	事務局でございます。まず委員会指示といいますのは、随時的・即時的に出す形になっておりまして、発出する内容によって期間は変わります。基本的には最初の委員会指示は、毎年、内容を見直す必要があるということで、１年間のものが多くなっております。その後は、２年間ないし３年間というところで、その都度、委員会指示が必要かどうかというところをご審議いただいて、発出するという形になっております。
桑原委員	出来るのか、出来ないのかを聞いている。理由はあるでしょう。その都度、何も問題ないということで更新されている。問題が無ければ４年でもいいのではないかと、質問している。
事務局	委員会指示というものは、即時的・随時的に出すような形で、一般の人まで制限するという形になりますので、漁業者だけじゃなくて、一般の釣り人とかも含めたところで厳しく制限する形になります。よ

	って、慎重に行う必要があります。これが先ほど言われましたように、2年間で何回も続いていて、漁業者さんも納得し、一般の人も納得するという形で、これは恒久的にした方がいいという意見の醸成があり、周知がなされるような形であれば、漁業調整規則で、いわゆる採捕の制限とかも考えられます。漁業調整規則を改正すれば、委員会指示をかけずとも規制がかかりますし、それに違反すれば当然、罰則もあるというような形になります。なお、規則を改正するに当たりましては、熊本県の独自の規則ということになりますけれども、農林水産大臣の承認がなければ、規則の改正ができないということになりますので、水産庁とも協議をしていく形になります。今回は沈船魚礁ということで、魚を集める効果なんですけども、その効果が薄れ、漁場として利用しないということであれば、規則までという形は必要ないと思われそうですし、また、現在はそこで大きなトラブルがなく、それが守られているという状況であれば、委員会指示のまま行くという考え方も一つはあるかなと思います。いずれにしましても、この委員会指示につきましては、どういう状況かというのを、県としても確認していこうというふうに思っております。
議長	いいですか。
桑原委員	なぜ私がこういう質問をするかといえぱですね、今、事務局長が、一般の人たちもというような話が出ましたが、この調整委員会そのものの存在価値ですね、一応そういった形で、日にちを限定して、そういう指示のもとに制限をかけられるというようなことは、分かっている人は、それなりに分かっていると私は思うんですけど、極端な話、一般の人たちは、許可とか何もないので、いいんですよ。あなたたちは、漁業者に対して許可する立場だから、ある程度の権限といいますか、それは法に基づいてのいろんな縛りが出てくるから、言われるんだけど、一般ということになれば、常に、こう委縮してしまうような感覚。一般の人たちにどれだけ主張すれば、変わるのか。変な解釈をされるような部分はあると私は思うんですよ。そこに一般の人たちはなんか、お前たちの権利だけじゃなかろうか。我々も、極端な話、日本国民だというような話をする人もおるんですよ。だから、言いたいのは、委員会そのものの存在がですね、もう少しやり方によってはいい意味で表現できるのではと思って尋ねて、意見として言ったつもりでございます。そこはですね一般の人から見て、少なくともこういう権限そのものが通っていくならば、この委員会の存在が、もうちょっと上に上がるんじゃないかなと思いますから、検討してください。
事務局	委員会指示違反、この委員会指示というのは非常に私達としても重

	たいものとして受け止めています。委員会指示違反をすれば、当然、取締事務所や警察が違反者を拘束して、取調べをします。委員会指示違反をするということであれば、委員会指示違反ということで、知事の命令を出して、違反をしないようにということの裏付け命令というのを出します。その委員会指示命令に背いて、再びその違反を続けるということであれば、漁業法に基づく罰則があります。そういった意味では、委員会指示であっても守らなければ、当然、刑罰がつくという形になりますので非常に重たいものだと思います。委員会指示だからいいということでは決してないというふうに思っております。以上です。
議長	はい、やはりこれは事務局長が言われるように、ここにおられる調整委員会の委員の皆さん、そしてその中で、こういう委員会指示を出すというのはですね、かなり重い委員会指示だというふうに私は考えております。ですからこの委員会指示はですね、普通、何もかにもかけるべき委員会指示ではありませんので、これは、やはり重い委員会指示だというふうに考えております。ですから、漁業者が困るような状況の中で、委員会指示を設定してあるというふうに考えております。 他に、どうぞ。
桑原委員	樋島の地先にですよ、ご存じのとおり多くの魚礁を入れている。それは、やっぱり同じように、魚をごそっと網で取っていかないように、いろいろと自分たちの身は自分たちで守るような形でしているんですけど、やっぱりそれは、委員会指示までかけろとまではいわないが、そういったものも含めて私は漁民が何かトラブルがあった時には言っているんですよ。できるだけ、ここではしないでくれんかと役員の人には話をしている。やっぱり今、会長が言われたように、委員会指示は、こういう重みがあるという部分は、先々、いろんなトラブルがあったときなんか、こういうのも検討しなければいかんというぐらいの私はしてるんですよ。出来る出来ないは別ですよ。だからどうしても今言われるように、我々は委員会指示を重たいと思っておるんです。一般の人たちがですね、それをどのような形で思っているのか。これは牛深の件なので、私はそこまでは目は届かないが、漁場を守るために我々がしているような、それに似た権限でですね。私たちが漁を生業とし、私たちは生活しているから魚礁をここに投入していただければ魚が育つからという計画もあるじゃないですか。それは、我々が漁をしておるから、するわけですから、基本的にそれはやっぱり同じじゃないかと思う。そこで委員会指示は何もかもにかけるというわけじゃなくて、その辺は、意味合いとしては私は同じと思うんですから、何度も言いますけどこの委員会で、そういった一般の人にも理解

	してもらえるようにしていただければ、ある程度、重しがかかるんじゃないかなと思いますのでよろしくお願いします。
議長	はい、確かに桑原委員が言われるように、確かにあれもこれもこれもあれも、委員会指示をかけるというのは、とてもじゃありません。ですから、先輩の調整委員の皆さんが、やはり漁業者が困っているということで、相当な協議をした結果、牛深の沈船魚礁に対して、委員会指示を発出してあるというふうに私は認識しています。そうでしょう。ですから、なかなか私が言ったからといって、委員会指示をかけてください言うてもできるもんじゃないし、相当な、やっぱり協議をして、こういう委員会指示を出してあるんじゃないかというふうに考えております。ようございますか。
桑原委員	私は出すのが悪いとは言ってなくて、いいから出してくださいと言っている。
佐々木委員	一つは2年を3年にしてもらえば・・・
議長	ただそれもですね、やっぱりいろいろですね、やはり手続き上もあると思います。そう簡単に委員会指示を2年を5年とか、そういうのはちょっと無理かな。やはりそれには相当の協議もあるし、手続きもあるんじゃないか、委員会指示とはそういうもの。そう簡単にこの委員会で延ばすことはできないと私は思っておりますので、よろしくお願いします。他にございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。
事務局	引き続き、委員会指示の内容についてご説明いたします。 資料71ページをご覧ください。 新たに発出する委員会指示の（案）を示しております。 指示の案を読み上げさせていただきます。 天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号 水産動植物の繁殖保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。 日付は、県公報登載日となります。 天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男 天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

	1 操業禁止区域、天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域 2 操業禁止期間、10月1日から翌年3月31日まで 3 指示の有効期間、令和5年(2023年)9月1日から令和7年(2025年)8月31日までとする。 委員会指示の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	ようございますか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第5号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第5号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。 続きまして、第6号議案「小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業手繰網漁業)の適正操業に係る委員会指示」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。座って説明させていただきます。 資料72ページをご覧ください。 令和5年(2023年)7月10日付けで天草漁業協同組合代表理事組合長から本委員会に対し、天草海における手繰第1種漁業手繰網漁業の適正操業の確保について要望書が提出されました。手繰網漁業とは資料73ページの漁具を使用して行う底びき網漁業です。 資料74ページをご覧ください。 現在の許可の状況ですが、天草漁協天草町支所に9件、崎津支所に3件の合計12件に許可されています。 また、許可の期間は、令和5年(2023年)6月1日から令和8年(2026年)5月31日までで、漁業時期は、10月1日から翌年5

	月３１日までとなっております。 次に、委員会指示が、発出されるに至った経緯についてご説明します。 平成１８年、苓北、天草町、崎津地区の一本釣り漁業者や手繰網漁業者から、ある手繰網漁船が、これまで行われてきた本来の漁法と異なる漁法で操業しており、一本釣り漁業者との漁場競合が生じているとの情報が寄せられるようになりました。 関係漁協や漁業者が、異なる漁法を行う者に対し、一本釣り漁業者や手繰網漁業者から許可された漁法で操業するよう要請したものの聞き入れられなかったため、当委員会に対し、適正な手繰網漁業の操業や、一本釣り漁業との操業調整が図られるよう要望が行われました。 このような経緯を踏まえ、これまで操業調整が図られてきた一本釣り漁業との競合が生じていることから、手繰網漁業について、適正操業を確保する必要があるということ、また、本来の手繰網漁業として、基本的な漁具の基準について、明確にする必要があることを理由に、平成１９年度から当委員会より計９回の委員会指示が出されています。 手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業を確保するとともに、地元漁業者との調整が図られるよう、今回の要望に対して、現在の委員会指示を継続することが望ましいと考えます。 一本釣り漁業者及び手繰網漁業者の代表と意見交換を行った結果、委員会指示が出されるようになってからも、手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業が疑われる状況にあることから、県による検査、具体的には、漁期中、漁業取締事務所による手繰網漁船への立ち入り検査を実施してほしい旨の意見が出されました。 この結果を踏まえ、水産振興課としましては、委員会指示が完全に履行され、手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業が行われることにより、関係漁業者間の調整が図られるよう漁期前及び漁期中の検査について、漁業取締事務所と連携しながら実施しています。 第６号議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ただ今、事務局から、第６号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
友村委員	本来の漁法と違う漁法で操業しているとのことですが、具体的に説明していただけないか。
事務局	事務局でございます。最初に申し上げたとおり手繰網漁業というのは底びき網漁業になります。先ほどの資料の７３ページの漁具を海底に沈めまして、それを引っ張って漁獲するという漁法ですけれども、その漁具を海中に沈めてから推進機関で引かずにいわゆる吾智網的に

	引き上げるという形で操業をしているのではないかというようなところがございまして、委員会指示で漁具漁法を規定しているところです。
友村委員	手繰網は引っ張ったら駄目なんですか。
事務局	手繰網はもちろん底びきですので、船で引っ張るという形で、吾智網の場合は船で引っ張るというんじゃなくて落として巻き上げるという形になります。
議長	ちょっといいですか。この問題はですね、底びき網を全部の業者が、そういう行為をしたわけじゃないです。一人の漁業者です。底びき網というのは底をひくのが底びき、しかし、それを底には着けずに瀬の上を吾智網みたいに引っ張るというような網を設置してるということで、調整委員会も何回も、現場に足を運びまして、これはいかんとかじゃなかろうかということで、そしたらもう委員会指示を出そうと。ただ、全員がこういう行為をしたわけじゃなくて、一人の漁業者がそういう行為をしていたというふうに私は認識していますけど、そうでしょ。
事務局	はい、基本的には、会長が言われたとおりです。
友村委員	それは、操業違反だから取り締まるべきでしょ。
議長	ところがそこはですね、なかなか紙一重というところで、取締船もだいぶ行ったんですけど、最終的には、委員会指示を出した方がいいということで、委員会指示を出して、今は収まっているというような状況です。他にございませんか。
議長	ようございますか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第6号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局	引き続き、委員会指示の内容についてご説明いたします。 資料７６ページをご覧ください。発出する委員会指示の案を示しております。 指示の中で出てくる漁具の名称につきましては、資料７３ページに、手繰網漁業の漁具図を示しておりますので、参考にご覧下さい。 指示の案を読み上げさせていただきます。 天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号 天草海における手繰第１種漁業手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、次のとおり指示する。 日付は、県公報登載日となります。 天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男 １ 指示の内容（１）制限の対象となる漁業種類 天草海を操業区域とする手繰第１種漁業手繰網漁業 （２）制限する内容 ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。イ 網口（荒手網前端）から５メートル以内に、高さ１メートル以内の手木を付けなければならない。ウ 手木（手木に付ける股綱の長さは、片側１．５メートル以内）からの曳綱は片袖１本でなければならない。エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、１５メートル以内でなければならない。オ 沈子綱は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープや古綱を巻いたもの、又はゴム製の筒を取り付けたもの）でなければならない。カ 曳綱にオドシを付けてはならない。キ 曳綱（股綱と曳綱の接合部を除く）１本に付ける沈子（チェーン等）は、１ヶ所でなければならない。 ２ 指示の有効期間 令和５年（２０２３年）１０月１日から令和７年（２０２５年）５月３１日までとする。 委員会指示の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
議長	ようございますか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第６号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。

委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第６号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。 続きまして、第７号議案「不知火海における雑魚羽瀬網漁業等の保護区域設定」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。座って説明させていただきます。 資料７７ページから７９ページをご覧ください。 令和５年７月１８日付けで火共第１号共同漁業権管理協議会会長から、７月１３日付けで火共第６号共同漁業権管理協議会会長から、同日付八漁発第１００号により八代漁業協同組合長から不知火海における雑魚羽瀬漁業等の保護区域設定に係る要望書の提出がありました。 要望の内容についてご説明します。まず、雑魚羽瀬網漁業について概要をご説明します。法令集の青色の付箋を付けたページもしくはスクリーンをご覧ください。雑魚羽瀬網漁業は、定置網漁業の小規模なものであり、法令集は下段のスライドの図のように竹などをハの字型に設置し、袋網を最奥に取り付け、潮の干満を利用して魚介類を漁獲する漁業です。法令集の次のページの写真は実際の雑魚羽瀬網漁業の漁具のものとなっております。 不知火海における雑魚羽瀬漁業と雑魚江羽瀬漁業につきましては、主要な漁業の一つとして挙げられますが、施設所有者以外の係留による施設の損壊や施設内における操業による漁獲の減少等の漁業被害が強く懸念されています。 このため、不知火海における雑魚羽瀬漁業等の保護区域と禁止漁業を定めた、委員会指示の継続を求められているところです。要望内容は、不知火海における第２種共同漁業、雑魚羽瀬漁業及び雑魚江羽瀬漁業において、羽瀬の両手先を結んだ線と両袖とによって囲まれた海面内では、小型機船底びき網漁業、囲い刺し網漁業、えび流し網漁業、投網、釣りを禁止するものです。期間につきましては、共同漁業権免許の存続期間であります１０年間となっております。本委員会指示につきましては、昭和３０年代から継続的に発出されている状況でございます。 第７号議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	はい、ちょっと補足しますけど、この案件は八代の方の案件だというふうに考えております。この羽瀬網というのは、過去には何十も、３０とか４０ぐらいあった羽瀬網なんだと。しかし、今現在は、もう二つか三つしかないんじゃないかというふうに考えております。そう

	いう特殊な漁法で、毎年、竹を何百本とずっと追加していくというような漁法でございます。 ただ今、事務局から、第7号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは、他に無いようですので、第7号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。
事務局	引き続き、委員会指示の内容についてご説明いたします。 資料80ページをご覧ください。新たに発出する委員会指示の（案）を示しております。 指示の案を読み上げさせていただきます。 天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号 漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、不知火海における第2種共同漁業、雑魚羽瀬漁業及び雑魚江羽瀬漁業において次のとおり保護区域を定める。 日付は、県公報登載日となります。天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男 1 保護区域及び禁止漁業等。「羽瀬」の両手先を結んだ線と両袖とによって囲まれた海面内では、小型機船底びき網漁業、囲い刺し網漁業、えび流し網漁業、投網及び釣りをしてはならない。 2 指示の有効期間。令和5年（2023年）9月1日から令和15年（2033年）8月31日までとする。 委員会指示の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは、他に無いようですので、第7号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。

委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第7号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。 次は報告です。「不知火海におけるいわし機船船曳網漁業の操業区域に係る協議について」水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。座って説明させていただきます。 資料85ページをご覧ください。第390回の当委員会でご報告した際の資料を添付しております。 簡潔に経緯をご説明します。鹿児島県が、不知火海において「しらす」を漁獲対象とするいわし機船船びき網漁業の操業区域を拡大したいとの意向を示し、鹿児島県から熊本県に対し、関係海区漁業調整委員会へ意見をきいて欲しいとの要望があり、熊本県としても当該海域における過去の経緯や要望の内容についてお伝えする必要があると考え、今年3月にてご報告しました。 その際、慎重な継続審議を行うようにとのご意見を頂いたことから、第390回の議事録を示したうえで、本県の研究報告や農林水産統計を基にした、しらす資源に関する資料について取りまとめ、6月27日に、協議を行いました。 協議の結果、継続して協議を行っていくことを合意しました。鹿児島県からは、関係海区漁業調整委員会の代表者同士の話し合いの場を設けてはどうかという提案がなされましたが、現状では本県から伝えた資源管理上及び漁業調整上の課題について、行政間で十分な議論がなされていないことを主張しています。今後も行政間での協議の継続が必要と考えております。 報告は以上になります。
議長	水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。
友村委員	この前もお話がありましたけども、入会の海域を、公海ですね。ここをバッチ網させてもらえんかという鹿児島県の要望ですけども、公海をもし許可をやると、熊本県が、うちあたりもバッチ網が多いですけども、公海をひかせてくれといった場合に、調整ができるのかという懸念がありますけども、どうでしょうか。
議長	これは、地域的には水俣の挟んだところの海域と考えておりますが、副会長、何かありますか。

副会長	もしあそこまで入ってきたら、もう線引きが無いのと一緒にになってしまうと思います。
友村委員	バッチ網の漁業者は公海を曳きたいのでしょうけど、やはり資源を守らないといけない。
副会長	そうですね。そのために公海があると思っていますので。
議長	事務局は鹿児島県との交渉に頑張ってもらいたいと思います。私は、事務局は頑張ってくれと、熊本県を信頼しております。 他に何かございませんか。
委員	ありません。
議長	他にないようですので、「不知火海におけるいわし機船船曳網漁業の操業区域に係る協議について」報告は終わります。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
委員	ありません。
議長	事務局はありますか。
水産振興課	水産振興課でございます。その他としまして、天草海における建網漁業と手繰網漁業の入会海域の設定の要望について報告させていただきます。 法令集の赤色の付箋のページをご覧ください。 現在、ヒラメ等を採捕する建網漁業の操業区域は、中央部の赤線南側の青線で囲まれた区域であり、手繰網漁業の操業区域は、赤線より北側となっています。 また、漁業時期は、建網漁業が1月10日から4月10日まで、手繰網漁業が10月1日から翌年5月31日までとなっています。 このたび、資料の中央部に示す水色と緑色の区域において両漁業の入会海域の設定について、天草漁業協同組合から要望がっております。 要望の内容としましては、建網漁業は、漁業時期の間、操業区域を水色の区域まで拡大し、手繰網漁業は、建網漁業の漁業時期でない10月1日から翌年1月9日までと4月11日から5月31日までの期間について、緑色の区域まで拡大するものです。なお、緑色の区域に挟まれたエル字状の区域は、一本釣り保護区になります。 県としましては、一本釣りやその他の漁業の操業もあることから、関係する漁業者からの同意は得られているものの、熊本県漁業調整規則第53条に基づく特別採捕によって入会操業を許可し、漁業調整や資源管理上の問

	題について検討を行ったうえで、数年間、違反操業や漁業調整上の問題がなければ、将来的には、本日の第4号議案のように当委員会に意見をお伺いした上で漁業許可取扱方針を改正し、操業区域を変更することができるものと考えております。 説明は以上となります。
議長	はいちょっと補足しますけど建網漁業は天草漁協の牛深、そして手繰網漁業は先ほど言いました、天草町でございます。この調整にはですね、私も入ってたんですけど、佐々木副組合長はですね、2年か3年かかって、やっと調整ができたというふうに考えております。佐々木さんから何かありますか。
佐々木委員	特採までもらえれば助かります。あと一本釣りの方の同意も取っております。
議長	もう、同意は取ってあるので、特採の方で今度検討してもらえればというふうに考えております。他にございますか。よろしゅうございますか。 それでは、これで第393回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。